

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後																																																														
<p>(会計員の設置等)</p> <p>第5条 総務部総務事務センター及び出納局並びに広域振興局経営企画部の支出入札課（盛岡広域振興局経営企画部にあつては、支出審査課及び入札課）及び地域振興センター支出入札課並びに広域振興局総務部の経理課、支出審査課及び入札課に会計員を置き、主任主査、主査、主任、主任主事、主事及び事務員の職にある者をもって充てる。</p> <p>(任命)</p> <p>第6条 出納員その他の会計職員の職は、臨時又は非常勤の職員以外の職員のうちからこれを命ずる。ただし、現金取扱員の職にあつては、非常勤の職員のうちからこれを命ずることができる。</p> <p>別表第1（第2条―第4条関係）</p>				<p>(会計員の設置等)</p> <p>第5条 総務部総務事務センター及び出納局並びに広域振興局経営企画部の支出入札課（盛岡広域振興局経営企画部にあつては、支出審査課及び入札課）及び地域振興センター支出入札課並びに広域振興局総務部の経理課、支出審査課及び入札課に会計員を置き、主任主査、主査、<u>主査行政専門員</u>、主任、<u>主任行政専門員</u>、主任主事、主事及び<u>行政専門員</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>(任命)</p> <p>第6条 出納員その他の会計職員の職は、臨時又は非常勤の職員以外の職員のうちからこれを命ずる。ただし、現金取扱員及び<u>会計員</u>の職にあつては、非常勤の職員のうちからこれを命ずることができる。</p> <p>別表第1（第2条―第4条関係）</p>																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">組 織</th> <th>職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">知事 の事 務部 局</td> <td rowspan="4">本庁</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>児童家庭課</td> <td>健全育成担当 課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>復興局</td> <td>総務企画課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">出先 機関</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>総務部に 属する出 先機関</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>環境生活 部に属す</td> <td>岩手県食肉衛生検 査所</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>				組 織			職 等	知事 の事 務部 局	本庁	[略]		保健福祉部	[略]	児童家庭課	健全育成担当 課長	[略]		復興局	総務企画課	[略]	[略]		出先 機関	[略]		総務部に 属する出 先機関	[略]		環境生活 部に属す	岩手県食肉衛生検 査所	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">組 織</th> <th>職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">知事 の事 務部 局</td> <td rowspan="4">本庁</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>子ども子育て 支援課</td> <td>子ども家庭担 当課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>復興局</td> <td>復興推進課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">出先 機関</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>総務部に 属する出 先機関</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>政策地域 部に属す る出先機 関</td> <td>岩手県先端科学技 術研究センター</td> <td>副所長</td> </tr> <tr> <td>環境生活 部に属す</td> <td>岩手県食肉衛生検 査所</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>				組 織			職 等	知事 の事 務部 局	本庁	[略]		保健福祉部	[略]	子ども子育て 支援課	子ども家庭担 当課長	[略]		復興局	復興推進課	[略]	[略]		出先 機関	[略]		総務部に 属する出 先機関	[略]		政策地域 部に属す る出先機 関	岩手県先端科学技 術研究センター	副所長	環境生活 部に属す	岩手県食肉衛生検 査所	[略]
組 織			職 等																																																															
知事 の事 務部 局	本庁	[略]																																																																
		保健福祉部	[略]																																																															
			児童家庭課	健全育成担当 課長																																																														
		[略]																																																																
	復興局	総務企画課	[略]																																																															
	[略]																																																																	
	出先 機関	[略]																																																																
総務部に 属する出 先機関		[略]																																																																
環境生活 部に属す		岩手県食肉衛生検 査所	[略]																																																															
組 織			職 等																																																															
知事 の事 務部 局	本庁	[略]																																																																
		保健福祉部	[略]																																																															
			子ども子育て 支援課	子ども家庭担 当課長																																																														
		[略]																																																																
	復興局	復興推進課	[略]																																																															
	[略]																																																																	
	出先 機関	[略]																																																																
総務部に 属する出 先機関		[略]																																																																
政策地域 部に属す る出先機 関		岩手県先端科学技 術研究センター	副所長																																																															
環境生活 部に属す	岩手県食肉衛生検 査所	[略]																																																																

[略]	る出先機関		
		岩手県立県民生活センター	[略]
	保健福祉部に属する出先機関	[略]	
		児童相談所	[略]
	る出先機関	<u>岩手県環境保健研究センター</u>	<u>企画情報部長</u>
		岩手県立高等看護学院	[略]
		[略]	
	商工労働	[略]	
	観光部に属する出先機関	岩手県福岡事務所	[略]
		<u>岩手県先端科学技術研究センター</u>	<u>総務部長</u>
岩手県立産業技術短期大学校		[略]	
[略]			
[略]	[略]		

[略]	る出先機関	<u>岩手県環境保健研究センター</u>	<u>企画情報部長</u>
		岩手県立県民生活センター	[略]
	保健福祉部に属する出先機関	[略]	
		児童相談所	[略]
	る出先機関	岩手県立高等看護学院	[略]
		[略]	
		商工労働	[略]
	観光部に属する出先機関	岩手県福岡事務所	[略]
		岩手県立産業技術短期大学校	[略]
		[略]	
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。